

第10号議案

中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年2月28日提出

中間市長 福田 浩

## 中間市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

中間市子ども医療費の支給に関する条例（昭和49年中間市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「15歳」を「18歳」に改める。

第4条第1項中「市長」を「市」に改める。

第10条を次のように改める。

（損害賠償請求権の代位取得等）

第10条 市は、子ども医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、子ども医療費を支給したときは、その支給した額の限度において、受給資格者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 市は、前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、子ども医療費を支給しない。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の中間市子ども医療費の支給に関する条例第2条第3号イの規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る子ども医療費について適用し、同日前に受ける医療に係る子ども医療費については、なお従前の例による。

中間市子ども医療費の支給に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 12歳に達する日後の最初の4月1日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 児童 次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 12歳に達する日後の最初の4月1日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
<p>(子ども医療費の支給)</p> <p>第4条 市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第2号イに掲げる乳幼児及び児童にあっては、当該医療費（入院に係るものを除く。）のうち、医療機関</p>	<p>(子ども医療費の支給)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用（以下「医療費」という。）のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「医療保険各法の保険者」と総称する。）が負担すべき額（国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額）が医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額（食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。）を、当該子どもの保護者に対し、子ども医療費として支給する。ただし、第2条第2号イに掲げる乳幼児及び児童にあっては、当該医療費（入院に係るものを除く。）のうち、医療機関</p>

(薬局を除く。)ごとに次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(損害賠償請求権の代位取得等)

第10条 市は、子ども医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、子ども医療費を支給したときは、その支給した額の限度において、受給資格者が当該第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 市は、前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その額の限度において、子ども医療費を支給しない。

(薬局を除く。)ごとに次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額については支給しない。

(1)・(2) (略)

2・3 (略)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。